



川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の 改正にあたりパブリックコメントを実施します

水質汚濁防止法の排水基準の改正が予定されていることから、同様の規定を設けている川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則について、法との整合を図るため一部改正が必要となります。つきましては、規則改正にあたり、次のとおりパブリックコメントを実施いたします。

1 意見募集の期間

平成30年3月13日（火）から平成30年4月11日（水）まで ※当日消印有効

2 閲覧場所

川崎市ホームページ、区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、環境局環境対策部水質環境課（川崎市役所第3庁舎17階） ※閲覧内容は改正案（下表）のとおり

3 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則改正案

1,4-ジオキサンに係る暫定の排水の規制基準の改正について

排水指定物質の種類	業種	新 (H33.5.24まで)	旧 (H30.5.24まで)	備考
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3 mg/L	6 mg/L	数値を強化し、 期間を延長
	エチレングリコール製造業	3 mg/L	6 mg/L	

※暫定の排水の規制基準とは、排水の規制基準に直ちに対応することが困難な業種に対して暫定的に定められたもの

4 意見書の提出方法

- (1) 郵送・持参：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局環境対策部水質環境課（第3庁舎17階）
- (2) FAX：044-200-3922
- (3) 電子メール：市ホームページのパブリックコメント専用ページから、所定の方法により送信

(連絡先) 川崎市環境局環境対策部水質環境課 青木
044-200-2519